「滋賀県医療費適正化計画」の概要

[計画期間] 平成30年度~平成35年度(6年間)

1 計画策定の趣旨

県民の高齢期における適切な医療の確保を図る観点から、医療費適正化を総合的かつ計画的に推進するため、国の策定した医療費適正化基本方針に即した計画を策定する。

2 計画の位置づけ

- ・高齢者の医療の確保に関する法律第9条第1項に基づく法定計画
- ・「健康いきいき21」「滋賀県保健医療計画」「レイカディア滋賀高齢者福祉プラン」および「滋賀県国民健康保険運営方針」との調和を図る

2 計画の基本理念

県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現

~超高齢社会の到来に対応した持続可能な医療の確保をめざして~

② 健康なまちづくり

ア 健康を支援する住民活動の推進

イ 健康を支援する社会環境整備

◇◇◇ 計画の構成 ◇◇◇

第1章 医療費適正化に関する基本方針

- 1 計画策定の趣旨
- 2 医療費適正化計画の基本理念
- 3 他の計画等との関係

第2章 医療費を取り巻く現状と課題

- 1 医療費の動向
- 2 病床数
- 3 医療機能の現状
- 4 在宅医療
- 5 生活習慣病に分類される疾患の状況
- 6 特定健康診査およびメタボリックシンドロームの状況
- フ ナーげこ
- 8 後発医薬品
- 9 人口推移等
- 10 医療費の今後の見通し

第3章 目標と取り組むべき施策

- 1 目標
- (1)住民の健康の保持の推進に関する目標
- (2) 医療の効率的な提供の推進に関する目標
- 2 取り組むべき施策
- (1)住民の健康の保持の推進
- (2)生活習慣病の発症予防、重症化予防
- (3)その他の医療費適正化に向けた保険者の取組支援
- (4)医療の効率的な提供の推進
- 3 保険者、医療機関その他の関係者の連携および協力
- 4 医療に要する費用の見通し

第4章 計画作成のための体制の整備 および達成状況の評価

- 1 計画作成のための体制の整備
- (1)関係者の意見を反映させるための体制の整備
- (2)市町との連携
- (3)保険者との連携
- (4)医療の担い手等の取組
- (5)県民の取組
- 2 達成状況の評価
- (1)進捗状況の公表
- (2)評価の活用

1.目 標

- (1) 健康の保持の推進に関する目標
- ①健康の増進
- (ア)たばこ対策に関する目標
- (イ)肥満者の減少に関する目標
- (ウ)食事パランスに関する目標
- (エ)運動習慣に関する目標
- (オ)食事を噛んで食べる時の状態に関する目標
- (カ)予防接種に関する目標
- ②生活習慣病の発症予防、重症化予防
- (ア)特定健康診査の受診率
- 70%以上
- (イ)特定保健指導の実施率
 - 45%以上
- (ウ)特定保健指導対象者の割合の減少率
 - 25%以上

80%以上(H32年度)

県民の20%以上

(エ)糖尿病の重症化予防 各年度の新規透析導入者数が181件以下

(2)医療の効率的な提供の推進に関する目標

(ア)重複服用者(3医療機関以上)や多剤投与(15

種類以上)の対象者に指導を実施

2.取り組むべき施策

(1)健康の保持の推進

- ① 健康なひとづくり
- ア 栄養・食生活
- イ 運動・身体活動
- ウ 休養・こころの健康
- エ 喫煙
- 才 飲酒
- カ 歯・口腔の健康
- キ 予防接種に関する施策の推進

(2)生活習慣病の発症予防、重症化予防

- ① 特定健康診査および特定保健指導等の推進
- ア 集合的な契約の活用の推進
- イ 県民に対する啓発の実施
- ウ 医療保険者と市町等による健康づくり対策等との連携
- エ 保健事業の人材の育成
- オ 生活習慣病の重症化予防の推進
- カ保険者間連携の推進
- (3)その他の医療費適正化に向けた保険者の取組支援

(4) 医療の効率的な提供の推進

- ① 病床機能分化と連携の推進
- ② 医療福祉・在宅看取りの推進
- ア 入退院と在宅療養との切れ目ない円滑な連携の促進 イ 在宅療養を支援する医療資源の整備・充実とネットワーク 活動の促進
- ウ 新たな在宅医療ニーズに対応できる人材の育成と スキルアップの仕組みの構築
- エ 本人が望む場所での日常療養から人生の最終段階 におけるケア、看取りが可能な体制づくり
- オ 在宅療養を支援する多職種・多機関連携をコーディネートする拠点機能の充実
- カ 本人の暮らしを中心に据えた医療福祉の推進

③ 後発医薬品の使用促進

② 糖尿病の重症化予防

の推進

ア 医療につなげる受診勧奨の推進

イ かかりつけ医と連携した保健指導

ウ 重症患者に対するかかりつけ医と

専門医との連携した治療

- ア 滋賀県後発医薬品安心使用促進 協議会の活用
- イ 差額通知の実施
- ウ 後発医薬品の安全性、有効性の確保

④医薬品の適正使用の推進

- ア 重複・頻回受診者に対する指導
- イ かかりつけ薬剤師、かかりつけ薬局の 機能強化および電子お薬手帳の普及 促進

医療に要する費用の見通し

①後発医薬品の使用促進

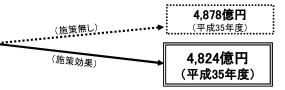
後発医薬品使用割合

②医薬品の適正使用の推進

(イ)電子お薬手帳の推進

県民医療費 4,084億円

(平成**26**年度)



<u>適正化の効果</u> 5 4 億円